

【諮問第98号】

13川公審第35号
平成13年11月16日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 多賀谷 一 照

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成12年5月12日付け12川健医第220号をもって川崎市長から諮問のありました公文書
閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件不服申立ては、行政不服審査法で定められている不服申立て期間を徒過しているため、形式的要件を具備しておらず、却下されるべきものである。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

(1) 不服申立てに至る経緯

ア 写しの交付請求

平成12年2月14日、本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、本件実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、次の各公文書の写しの交付を求める請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(ア) 病院による医療法に基づく申請及び届出書類

- a 平成3年2月25日付け申請の病院開設許可事項変更許可申請書
- b 病院休止届
- c 病院再開届

(イ) 病院について平成7年9月1日から平成12年1月31日の間の許可事項及び届出事項を記録した病院・診療所カード

イ 実施機関の拒否処分

平成12年2月23日付け、実施機関は不服申立人に対して、次の理由により本件請求を拒否する処分（以下「本件原処分」という。）を行った。

(ア) 平成8年度以前の医療法に関する許認可事務等については、本市に権限がないため、申請書等書類の経由事務のみを行っていたので当該書類が存在しない。

(イ) 平成7年9月1日から平成12年1月31日の間に当病院について履歴欄に記載がないため、当該書類が存在しない。

ウ 不服申立て

平成12年5月1日、不服申立人から郵送された異議申立書が、実施機関において收受された。条例第14条第1項に基づき、不服申立人が本件原処分のうち「平成7年9月1日から平成12年1月31日の間に当病院について履歴欄に記載がないため、当該書類が存在しない。」部分の取消し決定を求めて不服申立てを行ったのが、本件不服申立てである。

(2) 不服申立て後の経緯

ア 審査会への諮問

平成12年5月12日付け、実施機関は条例第14条第2項に基づき、本件不服申立てに係る審査会への諮問（当審査会諮問第98号事件）を行った。

なお、実施機関は「本件申立ては異議申立て期間経過後に提起されたものと考えるので、条例第14条第2項の規定により、当該異議申立ての要件に係る審査について諮問する。」として、概要次のとおり「異議申立て期間経過による不適法について」の考えを付し、諮問を行った。

(ア) 処分があったことを知った日

不服申立人が「処分があったことを知った日（行政不服審査法第15条第1項第

3号・第48条)」は、平成12年2月24日ないし25日であると考える。

不服申立人は、異議申立書において、処分があったことを知った日は平成12年2月25日であると主張している。

(イ) 不服申立ての提起日

本件不服申立ての提起日は、異議申立書に記載された「平成12年4月25日」ではなく、郵便で配達された際の消印表示から「平成12年4月28日」であることは明らかである。

(ウ) 不服申立て期間

本件不服申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内、すなわち、平成12年4月24日ないし25日までに提起しなければならないところ、平成12年4月28日に提起されたものである。

したがって、本件不服申立ては行政不服審査法が定める期間経過後に提起されたものであり、不適法な不服申立てであると考える。

イ 処分理由説明書の提出依頼

平成12年6月13日付け、審査会は実施機関に対し、処分理由説明書の提出依頼を行った。

ウ 本件原処分の取消し及び本件請求に対する一部公開処分

平成12年7月11日付け、実施機関は本件原処分の取消し通知を不服申立人に対し行うとともに、改めて一部公開決定の処分を行い、公開することができない部分及び理由を次のとおり示し通知をした。

(ア) 公開することができない部分の概要

- a 管理者及び医療従事者の卒業校及び免許証記載事項
- b 代表者印

(イ) 条例第7条第1項第1号及び第2号該当

(ウ) 公開することができない理由

- a 学歴や職業等の個人生活事項であるため、公開することにより個人が識別され得る可能性があるため。
- b 法人に関する情報であって、当該法人の活動利益を害する可能性があるため。

エ 処分理由説明書の提出

平成12年7月13日付け、実施機関から本件原処分に係る処分理由説明書が提出された。しかしながら、この時点において不服申立人が審査会事務局に対し、不服申立ての取下げを検討する旨を明らかにしていたので、同事務局は不服申立人に対する処分理由説明書の送付を一時見合わせ、不服申立人の取下げに係る検討結果を待つこととした。

オ 処分理由説明書の送付

平成12年8月31日付け、審査会事務局から不服申立人に対し、処分理由説明書を送付し、及びこれに対する意見（反論）書の提出依頼を行った。これは、前記エの後、不服申立人から取下げに係る検討結果の連絡がないため同事務局から不服申立人に確認したところ、取下げをする意思はあるがまだ書類を書いていないとの回答があり、その際、実施機関から処分理由説明書が提出されていることを伝えたこと

る、参考に送ってもらいたいとの申し出があったため送付したものである。

カ 口頭意見陳述申出書の提出

平成12年10月4日、不服申立人から口頭意見陳述申出書が提出され、意見書は提出しないが、口頭での意見陳述を希望する旨の申出がなされた。

(3) 不服申立ての趣旨

ア 趣旨

不服申立人は、異議申立書において「平成7年9月1日から平成12年1月31日の間に当病院について履歴欄に記載がないため、当該書類が存在しない。」との処分
の取消し決定を求めている。

イ 理由

不服申立人は、異議申立書に異議申立ての理由を次のとおり記している。

「平成9年4月1日から神奈川県から川崎市に地域医療法の改正に基づいて、医療法に関する権限は移管されていますので、遅くとも平成9年4月1日から平成12年1月31日の期間に医療法に基づく変更届（従事医師や病院開設届出事項や従事薬剤師や巡回検診実施計画届や歯科医師や開設許可事項etc）が全く2年10カ月間提出されていないとは考えられませんし、そんなことは決してないと思うから。全くデタラメなことである。」

3 不服申立人の主張要旨

平成12年5月1日付けの異議申立書及び平成13年2月13日実施の口頭意見陳述によれば、不服申立人の主張の概要は以下のとおりである。

- (1) 平成9年4月1日の地域医療法改正に基づいて、医療法に関する権限が神奈川県から川崎市に移管されており、その後変更届が一切川崎市に提出されていないとは考えられない。
- (2) 平成7年9月1日から平成9年3月31日までの期間に関する文書が、川崎市に存在しないとは考えられない。
- (3) 平成12年7月11日付けの一部公開処分によって、神奈川県及び中原保健所で管理していた台帳の公開を受けたが、これには調理士に係る記載がないなど内容が不十分であるので、これ以外にも別の書類が存在すると考えられる。

4 実施機関の主張要旨

平成12年7月13日付けの処分理由説明書及び平成13年5月8日実施の事情聴取によれば、実施機関の主張の概要は以下のとおりである。

(1) 不服申立て期間経過による不適法について

本件不服申立ては、行政不服審査法が定める期間経過後に提起されたものであり、不適法な不服申立てであるとする。

(2) 不服申立て対象公文書

不服申立て対象公文書は、
病院（以下「対象病院」という。）について平成7年9月1日から平成12年1月31日の間（以下「対象期間」という。）に、医療法に基づき対象病院から提出された許可申請書及び届出書並びに許可申請事項、許可

事項及び届出事項を記録した対象病院の病院・診療所カードである。

(3) 公文書閲覧等請求拒否の決定

本市が作成した公文書である対象病院の病院・診療所カード(以下「市カード」という。)には、対象期間に医療法に基づく申請及び届出書類が同病院から提出された旨の記載はなく、また、同期間に、医療法に基づく同病院からの許可申請書及び届出書も本市には存在しない。

よって平成12年2月23日付けで、当該書類が存在しないとの理由で公文書閲覧等請求拒否の決定を行った。

(4) 神奈川県が作成していた病院診療所カード

平成9年4月1日に神奈川県から医療法に基づく権限が移譲されたことに伴い、神奈川県から引渡しを受けた、神奈川県が作成していた対象病院の病院診療所カード(以下「県カード」という。)の病院診療所履歴欄には、「8・2・23 変更届 住居表示の変更」の記載がある。

(5) 公文書閲覧等請求に対する決定の取消し及び一部公開処分

平成12年7月11日付けで、本件原処分を取消し、新たに一部公開処分を行った。

(6) 公文書閲覧等請求拒否の決定、取消し及び請求承諾の理由

ア 公文書閲覧等請求拒否の決定の理由

平成12年2月23日付けで、公文書閲覧等請求拒否処分を行った理由は次のとおりである。

(ア) 本件不服申立ては、直接には平成12年2月14日受付けの公文書閲覧等請求に対するものであるが、当該請求書の「閲覧等の請求に係る公文書の内容」欄には、対象病院の病院・診療所カードに記載されている対象期間の病院・診療所カードとする旨が記入されており、対象病院の病院・診療所カードに記載されているとは、平成10年12月11日付け、10川健医第792号で一部公開処分を行った、市カードであると判断した。

(イ) 平成10年12月11日付けの一部公開処分では、市カードの病院診療所履歴欄は公開しており、市カード以外に、対象期間に対象病院からの医療法に基づく許可申請書及び届出書の公文書は本市には存在しないため、請求拒否処分を行った。

イ 公文書閲覧等請求拒否の決定の取消し及び請求承諾処分の理由

本件請求の対象公文書を市カード並びに対象期間に対象病院から医療法に基づき提出された許可申請書及び届出書と判断したが、情報公開制度の趣旨を踏まえ、公文書の特定の範囲を広げ拒否の決定を取消し、県カードの請求承諾(一部公開)処分を行った。

(7) 一部公開処分

ア 一部公開処分

平成12年7月11日付けの一部公開処分では、学歴や職業等の個人生活事項であるため、公開することにより個人が識別され得る可能性があるためとの理由により、条例第7条第1項第1号に該当するとして、管理者及び医療従事者の卒業校及び免許証記載事項を非公開とした。

イ 一部公開処分の理由

(ア) 条例第7条第1項第1号本文について

条例第7条第1項第1号本文には、個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書については、当該公文書の閲覧等を拒むことができると規定している。

この規定は、個人のプライバシーの保護を図るものであり、明らかにプライバシーに当たるもののほか、プライバシーに当たるかどうか不明確なものを含めて、原則として非公開とすることを定めたものである。

なお、個人生活事項に関する情報は、プライバシーであることが明らかである情報のほか、公開することによりプライバシーを侵害するおそれのある情報まで含むものである。

個人生活事項とは、戸籍的事項に関する情報、経歴に関する情報、心身に関する情報、財産状況に関する情報、思想・信条等に関する情報及びその他個人生活に関する情報である。

特定の個人が識別され、又は識別され得るとは、当該公文書の内容から、その情報が誰についてのものであるかが分かることをいうものである。

(イ) 条例第7条第1項第1号本文の該当性について

本件一部公開処分対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）について、条例第7条第1項第1号本文の該当性についてみると、県カードの管理者及び医療従事者（医師、歯科医師及び薬剤師）の欄には、資格、資格取得年月日、医籍登録年月日及び登録番号の欄があり、資格欄には卒業学校名が記載され、資格取得年月日欄には卒業年月が記載されており、これらは学歴等に関する情報であり、医籍登録年月日及び登録番号は職務上の資格であり、いずれも経歴に関する情報である。

また、本件対象公文書では、管理者、従事医師、歯科医師及び薬剤師の氏名は公開しており、非公開部分を公開すれば、その情報が誰についてのものであるかが明らかになるものである。

したがって、本件対象公文書は条例第7条第1項第1号に該当すると考えるものである。

(ウ) 条例第7条第1項第1号ただし書について

条例第7条第1項第1号ただし書（以下「ただし書」という。）は、何人でも法令の規定により閲覧することができると思われる情報、公表することを目的として作成し、又は取得した情報、法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるものが記録されている公文書については、条例第7条第1項第1号本文に該当する場合であっても、公開することができる旨規定している。

(エ) ただし書の該当性について

本件対象公文書について、ただし書の該当性についてみると、本件対象公文書は医療法、医療法施行令及び医療法施行規則の規定により、病院から提出された申請書及び届に基づき、神奈川県が病院診療所カードに記載したものであり、た

だし書のウの「法令の規定により行われた許可，届出に際して作成した情報」に該当するものである。

これらの行為に際して作成した情報であって，公益上，公開することが必要と認められるものについては，公開することとされている。

本件対象公文書で非公開とした部分は，病院の管理者，従事医師，歯科医師及び薬剤師の個人情報であり，これを公開することはプライバシーの侵害の問題が発生するものであり，また，本件対象公文書を一部非公開としても，市民生活に重大な影響を及ぼすことは考えられず，公益上，公開することが必要とは認められない。

5 審査会の判断

本件（不存在を理由とする）拒否決定について，不服申立人が不服申立てをした時点（平成12年4月28日）は，拒否決定通知書が不服申立人に送付され，不服申立人がそれを知ることができる日（平成12年2月25日）から，60日以上経過しており，行政不服審査法で定められている不服申立て期間を徒過している。

不服申立人は，平成12年2月25日に本件拒否決定を知り得なかったことについて，それを立証することをしていない。

したがって，本件不服申立ては形式的要件を具備しておらず，却下されるべきものである。

なお，付言するに，争われている拒否決定について，実施機関は平成12年7月にそれを取り消し，一部公開決定を行っている。これは請求された文書を実施機関が作成したことはないが，その後調査したところ，神奈川県から移管された医療法関係文書の中に該当する文書があったので，それについて改めて開示可能性を検討し，判断したものである。

この取消し決定は，当初の拒否決定が誤りであったことを自ら認めるものである。不存在を理由とする拒否決定をした後，当該請求された文書が存在していることが明らかになった場合，当初の拒否決定は無効若しくは違法であり，後続する一部公開決定によって取消されたと解すべきである。

したがって，仮に当初の不服申立てが期間内に提起されたとしても，当初の拒否決定が無効若しくは違法なものとして職権取消しされた以上，その不服申立ては争いの利益を失うものである。

もっとも，新たな一部公開決定においても，なお不開示部分があり，それについて不服申立人が争う意図を有している場合には，新たな一部公開決定を処分として，その処分から60日以内に不服申立てをなすなり，3月以内に取消訴訟を提起するなりして，その処分の違法性を争う機会が不服申立人に保障されるべきである。

この場合，新たな処分がなされたのであるから，当初の処分に対する不服申立て期間徒過の問題にかかわりなく，不服申立人には新たな不服申立ての機会が保障されている。また，そのような機会があることを，不服申立人に教示することが，実施機関には義務づけられており（行政不服審査法第57条），現に教示がなされている。

実施機関が教示等，尽くすべき手続きを取っている以上，不服申立人が当初の拒否決

定に対する不服申立てに拘泥するのは理解に苦しむが、当初の処分を争う以上、期間徒過若しくは職権取消しによる争いの利益消滅を理由として、それを却下とする判断をせざるを得ず、実施機関の判断はその限りで正当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 高岡 香

委員 多賀谷 一照

委員 福江 裕幸

委員 安富 潔